秘密保持誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）は、岡山市（以下「乙」という。）が実施する「廃棄物発電電力の岡山市域における有効活用方策に関するサウンディング調査」（以下「本調査」という。）に関し、以下のとおり秘密保持誓約書を提出する。

（秘密保持の範囲）

第１条 本誓約書において秘密情報とは、本調査に関して乙から甲に開示される情報のうち、乙が開示に際して秘密であることを表示した情報及び対話で知り得た口頭を含む一切の情報をいう。

２ 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

⑴ 甲が乙から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報

⑵ 甲の故意又は過失によらず公知となった情報

⑶ 甲が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条 甲は、本業務を遂行する従業員以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。

２ 甲は、本業務を遂行する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、甲は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（損害賠償）

第３条 甲が前各条項のいずれかに違反した場合又は乙の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の返還、廃却）

第４条 甲は、乙から要請された場合及び本調査が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく甲の責任において適切な返却及び廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第５条 甲は、本調査の終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第６条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

令和 　 年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）(所 在 地)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(会 社 名)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(責任者名)

　※複数の企業で提案する場合は、すべての企業名を記載してください。